

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示

字の区域の変更(九〇一・市町村課)……………1

宅地建物取引業者の免許の取消しの予告(九〇二、九〇三・秋田地域振興局建設部)……………3

人事委員会規則

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則……………4

人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………4

告示

### 秋田県告示第九百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、仙北郡美郷町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年十月十八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡美郷町金沢西根字北谷地中 一八五の一、一八六から一八八まで、一八九の一、一八九の二、一九〇の一から一九〇の三まで及びび一	仙北郡美郷町金沢西根字上大久保

これらの区域に隣接する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字南谷地中  
七八の二、七八の三の一部、二五二の一の一部、二五二の二の一部、三二〇の一、三二〇の二、三二一の一、三二二の二、三二二、三二二、三二二の二、三二二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字北谷地中

一〇の三、二〇の二、二一、二二の一部、一五八の一、一五九から一六三まで、一六九の一、一七〇の一、一七一から一八三まで、一八四の一、一八四の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中

一一〇、一一一及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字北谷地中

八、九、一一、一三、一五、一六、二〇の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字西今泉

一四七の一、一五七、一五八及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字南谷地中

一六二、二二二、二二三、二八四、二八五の一及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地に隣接する道路である公有地の全部

仙北郡美郷町金沢西根字中笹巻

仙北郡美郷町金沢西根字南谷地中

仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中

<p>二二一から二二五まで、二二六の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字下石町 一一六の一部、一一七、一一八、一一九の一、一九の二、二二〇、五一七及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字二ツ柳 八六の二の一部、八六の三の一部、一一三の三、一一三の四、一六一の三、一六二から一六八まで、一六九の四、一七〇から一七四まで、一七五の三、二七五の三、二七六から二八七まで、二八八の一、二八八の二、二八九の一、二八九の二、二九〇から三〇一まで、三〇二の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字上笹巻 二四九の一、二五〇の一、二五三の一、二五五の一及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字上笹巻 四七の一部、四八の一部、六一の一部、六二、六三の二の一部、六四の一の一部、六四の二、六五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字南谷地中 一の一、一の二、二から六まで、六の一、七から一三まで、一四の一、一五の一、一六から一九まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>
	<p>仙北郡美郷町金沢西根字上笹巻</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字中笹巻</p>		<p>仙北郡美郷町金沢西根字本笹巻</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字下笹巻</p>

<p>五九の二の一部、六〇の三の一部、六五の二、八七から九五まで、一〇一、一〇二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字上大久保 二〇九及び七七の一、七七の三、八〇の一、八〇の二、八〇の四、八〇の五、八二に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字二ツ柳 一一三の一の一部、一一三の二の一部、一三四、一三五から一四〇までの各一部、一九七から二〇一までの各一部、二二三の一部、二二四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字下石町 七一の一、七一の二、七二の一、七二の二、三三二の一、三三三の二の一部、三三三の三、三三三の四、三三三の五、三三三の六、三三三の七、三三三の八、三三三の九、三三三の十、三三三の十一、三三三の十二、三三三の十三、三三三の十四、三三三の十五、三三三の十六、三三三の十七、三三三の十八、三三三の十九、三三三の二十、三三三の二十一、三三三の二十二、三三三の二十三、三三三の二十四、三三三の二十五、三三三の二十六、三三三の二十七、三三三の二十八、三三三の二十九、三三三の三十、三三三の三十一、三三三の三十二、三三三の三十三、三三三の三十四、三三三の三十五、三三三の三十六、三三三の三十七、三三三の三十八、三三三の三十九、三三三の四十、三三三の四十一、三三三の四十二、三三三の四十三、三三三の四十四、三三三の四十五、三三三の四十六、三三三の四十七、三三三の四十八、三三三の四十九、三三三の五十、三三三の五十一、三三三の五十二、三三三の五十三、三三三の五十四、三三三の五十五、三三三の五十六、三三三の五十七、三三三の五十八、三三三の五十九、三三三の六十、三三三の六十一、三三三の六十二、三三三の六十三、三三三の六十四、三三三の六十五、三三三の六十六、三三三の六十七、三三三の六十八、三三三の六十九、三三三の七十、三三三の七十一、三三三の七十二、三三三の七十三、三三三の七十四、三三三の七十五、三三三の七十六、三三三の七十七、三三三の七十八、三三三の七十九、三三三の八十、三三三の八十一、三三三の八十二、三三三の八十三、三三三の八十四、三三三の八十五、三三三の八十六、三三三の八十七、三三三の八十八、三三三の八十九、三三三の九十、三三三の九十一、三三三の九十二、三三三の九十三、三三三の九十四、三三三の九十五、三三三の九十六、三三三の九十七、三三三の九十八、三三三の九十九、三三三の百</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字八卦 二〇の一から二〇の三までの各一部、二二の一から二二の三まで、二二の四、二二の五、二二の六、二二の七、二二の八、二二の九、二二の十、二二の十一、二二の十二、二二の十三、二二の十四、二二の十五、二二の十六、二二の十七、二二の十八、二二の十九、二二の二十、二二の二十一、二二の二十二、二二の二十三、二二の二十四、二二の二十五、二二の二十六、二二の二十七、二二の二十八、二二の二十九、二二の三十、二二の三十一、二二の三十二、二二の三十三、二二の三十四、二二の三十五、二二の三十六、二二の三十七、二二の三十八、二二の三十九、二二の四十、二二の四十一、二二の四十二、二二の四十三、二二の四十四、二二の四十五、二二の四十六、二二の四十七、二二の四十八、二二の四十九、二二の五十、二二の五十一、二二の五十二、二二の五十三、二二の五十四、二二の五十五、二二の五十六、二二の五十七、二二の五十八、二二の五十九、二二の六十、二二の六十一、二二の六十二、二二の六十三、二二の六十四、二二の六十五、二二の六十六、二二の六十七、二二の六十八、二二の六十九、二二の七十、二二の七十一、二二の七十二、二二の七十三、二二の七十四、二二の七十五、二二の七十六、二二の七十七、二二の七十八、二二の七十九、二二の八十、二二の八十一、二二の八十二、二二の八十三、二二の八十四、二二の八十五、二二の八十六、二二の八十七、二二の八十八、二二の八十九、二二の九十、二二の九十一、二二の九十二、二二の九十三、二二の九十四、二二の九十五、二二の九十六、二二の九十七、二二の九十八、二二の九十九、二二の百</p>
	<p>仙北郡美郷町金沢西根字上石町</p>			

<p>仙北郡美郷町金沢西根字上下夕堰 一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字上下夕堰 一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字二ツ柳 一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字切上 一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇</p>	<p>九八の一、一〇三の一、一一二の一、一二三の一、一三三の一、一四九の一、一六〇の一、一七一の一、一八二の一、一九九の一、二〇〇の一、二一一の一、二二二の一、二三二の一、二四九まで、二七〇の一、三一一の一、三二二の一、三三二の一、三四二の一、三三三までの各一部、三八二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
				<p>仙北郡美郷町金沢西根字上下夕堰</p>

<p>秋田県告示第九百二二号 次(の)宅地建物取引業者(の)所在及びその事務所の所在地(を)を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、公告する。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは同項の規定に基づき、当該三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。 平成十七年十月十八日 秋田県知事 寺 田 典 城</p> <p>一 商号 株式会社 サンケン北日本 二 代表者名 鷹 島 喜 一 三 事務所の所在地 秋田市大町三丁目三番四五号 エステートビル一階 四 免許証番号 秋田県知事(四)一四一八号 五 免許年月日 平成十三年十二月七日</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字菅谷地 二一七、二一八の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字今泉 一〇三の三</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字二ツ柳 三三二の一、三三三の一から三三三の四まで、三三三の五、三三三の六、三三三の七から三三三の三六まで、三三三の三七から三三三の三八まで、三三三の三九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中 一、二の一部、四五の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>道路、水路である公有地の全部 仙北郡美郷町金沢西根字南今泉</p>
--	--	--------------------------------	---	--	--

秋田県告示第九百三三号  
 次の宅地建物取引業者の(所在及びその事務所の所在地)を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは同項の規定に基づき、当該三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十七年十月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 商号 株式会社 東和建設工業
- 二 代表者名 田口 修
- 三 事務所の所在地 秋田市手形字西谷地四一六 イースタンサイドビル長源二〇四
- 四 免許証番号 秋田県知事(四一四五)号
- 五 免許年月日 平成十四年九月十二日

人事委員会規則

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十七年十月十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表警察象潟警察署の項中「象潟警察署」を「にかほ警察署」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七 三(管理職手当)の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の一級地の項中「仙北郡田沢湖町田沢」を「仙北市田沢湖田沢」に改める。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県印刷局  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubararansatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁雄